防火対象物一覧表 (消防法施行令別表第1)

※特定防火対象物

(項)		************************************
(均)	7	
(1)	イロ	※ 別物、吹四郎、供云物又は観見物※ 公会堂又は集会場
(2)	イ	※ 公云至久は来云物※ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	コロ	※ 遊技場又はダンスホール
	1	国の分类学の担制及び类数の海エル学に関する法律等9条等5項に担党する歴 国の関連性研党
	ハ	│ ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性 風俗関連特殊営 │ ※ 業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令に定めるもの
		カニナケギ、カフスの仏光明のための記供力は勝旦も個字において客に利用されて処数も担供
	_	※ カフォケホッケスその他近興のための設備又は物品を個室において各に利用させる役務を提供 する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	1	※ 待合、料理店その他これらに類するもの
	口	※ 飲食店
(4)		※ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	1	※ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	口	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	1	※ 病院、診療所又は助産所
	口	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)・介護老人保健施設・救護支援・乳児院・知的障害施設・盲ろうあ児施設(通所施設を除く)・肢体不自由児施設(通所を除く)・重症心身障害児施設・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る)・老人福祉法に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設・障害者自立支援法に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る)・身体障害者更生援助施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものに限る)・知的障害者援護施設(通所を除く)
	ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター・老人介護支援センター・有料老人ホーム・更生施設・助産施設・保育所・児童養護施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・身体障害者福祉センター・障害者支援施設・地域活動支援センター・福祉ホーム・老人福祉法に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設・障害者自立支援法に規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設・身体障害者更生援護施設・精神障害者社会復帰施設・知的障害者援護施設
		※ 幼稚園、特別支援学校
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他 これらに類するもの
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	1	※ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	<u>.</u> П	上記以外の公衆浴場
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ	工場又は作業場
	口	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)		倉庫
(15)		前各項に該当しない事業場
(16)	イ	※ 複合用途防火対象物で特定用途部分を有するもの
	口	複合用途防火対象物で上記以外のもの
(160)		※ 地下街
(16の3)		※ 建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
(17)		文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財と して指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術として認定さ れた建造物
(18)		延長50メートル以上のアーケード
(19)		市町村の指定する山林
(20)		総務省令で定める舟車